

改正後				改正前			
第1条～8条 《現行どおり》 (占用料) 別表(第2条第1項関係)				第1条～8条 《省略》 (占用料) 別表(第2条第1項関係)			
占有物件		占用料		占有物件		占用料	
		単位	額 (円)			単位	額 (円)
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき	<u>940</u>	法第3	第一種電柱	1本につき	<u>800</u>
	第二種電柱	1年	<u>1,400</u>	2条第	第二種電柱	1年	<u>1,200</u>
	第三種電柱		<u>2,000</u>	1項第	第三種電柱		<u>1,700</u>
	第一種電話柱		<u>840</u>	1号に	第一種電話柱		<u>710</u>
	第二種電話柱		<u>1,300</u>	掲げる	第二種電話柱		<u>1,100</u>
	第三種電話柱		<u>1,800</u>	工作物	第三種電話柱		<u>1,600</u>
	その他の柱類		<u>84</u>		その他の柱類		<u>71</u>
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき	<u>8</u>		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき	<u>7</u>
	地下に設ける電線そ の他の線類	1年	<u>5</u>		地下に設ける電線そ の他の線類	1年	<u>4</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>820</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>700</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>500</u>		地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>430</u>
	変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1個につき 1年	<u>1,700</u>		変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1個につき 1年	<u>1,400</u>
	郵便差出箱および信 書便差出箱		<u>710</u>		郵便差出箱および信 書便差出箱		<u>600</u>
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>5,400</u>		広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	<u>4,800</u>
その他のもの	占有面積1 平方メー トルにつき1	<u>1,700</u>		その他のもの	占有面積1 平方メー トルにつき1	<u>1,400</u>	

改正後				改正前							
		年				年					
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メー トル未満のもの		長さ1メー トルにつき	<u>35</u>	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メー トル未満のもの		長さ1メー トルにつき	<u>30</u>		
	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		1年	<u>50</u>		外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		1年	<u>43</u>		
	外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの			<u>76</u>		外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの			<u>64</u>		
	外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの			<u>100</u>		外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの			<u>86</u>		
	外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの			<u>150</u>		外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの			<u>130</u>		
	外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの			<u>200</u>		外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの			<u>170</u>		
	外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの			<u>350</u>		外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの			<u>300</u>		
	外径が0.7メー トル以上1メートル未 満のもの			<u>500</u>		外径が0.7メー トル以上1メートル未 満のもの			<u>430</u>		
	外径が1メートル以 上のもの			<u>1,000</u>		外径が1メートル以 上のもの			<u>860</u>		
	法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる	地下に設 けるもの		長さ1メー トルにつき	<u>5</u>	法第3 2条第 1項第 3号に 掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる	地下に設 けるもの
		その他の もの	1年	<u>17</u>		その他の もの	1年		<u>14</u>		

改正後					改正前				
	検知の対象として設置する導線その他の線類					検知の対象として設置する導線その他の線類			
	道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		<u>1,300</u>		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年		<u>1,100</u>
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>840</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>710</u>
			地下に設けるもの		<u>500</u>				地下に設けるもの
	その他のもの				<u>1,700</u>		その他のもの		
	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,700</u>		法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	ルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		地下街および地下室	階数が1のもの	ルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>			階数が3以上のもの		<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路			<u>2,700</u>		上空に設ける通路			<u>2,400</u>
	地下に設ける通路			<u>1,600</u>		地下に設ける通路			<u>1,500</u>
	その他のもの			<u>1,700</u>		その他のもの			<u>1,400</u>
法第32条第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	占用面積1平方メートル		<u>54</u>		法第32条第	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	占用面積1平方メートル	<u>48</u>

改正後				改正前					
1項第6号に掲げる施設	に設けるもの		ルにつき1日		1項第6号に掲げる施設	に設けるもの		ルにつき1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>540</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>480</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（一時的に設けるものであるものを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>5,400</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（一時的に設けるものであるものを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,800</u>
		標識	1本につき1年	<u>1,300</u>			標識	1本につき1年	<u>1,100</u>
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>54</u>	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>48</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>540</u>			その他のもの	1本につき1月	<u>480</u>
アーチ	車道を横断するもの	その他のもの	1基につき1月	<u>5,400</u>	アーチ	車道を横断するもの	その他のもの	1基につき1月	<u>4,800</u>
				<u>2,700</u>					<u>2,400</u>
政令第7条第2号に掲げる			占用面積1	<u>1,700</u>	政令第7条第2号に掲げる			占用面積1	<u>1,400</u>

改正後			改正前			
工作物	平方メートル		工作物	平方メートル		
政令第7条第3号に掲げる施設	ルにつき1年	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設	ルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>540</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>480</u>	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	月	<u>170</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	月	<u>140</u>	
政令第7条第8号に掲げる施設の	トンネルの上または高架の道路の路面下の地下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額	トンネルの上または高架の道路の路面下の地下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額	上空に設けるもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	
政令第7条第	建築物	Aに <u>0.015</u> を乗	政令第7条第	建築物	Aに <u>0.012</u> を乗	

改正後				改正前				
9号に掲げる施設			じて得た額	9号に掲げる施設			じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.0</u> <u>11</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.0</u> <u>09</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.0</u> <u>24</u> を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.0</u> <u>22</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに <u>0.0</u> <u>11</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.0</u> <u>09</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.0</u> <u>15</u> を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.0</u> <u>12</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.0</u> <u>24</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.0</u> <u>22</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.0</u> <u>34</u> を乗じて得た額		その他のもの			Aに <u>0.0</u> <u>31</u> を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.0</u> <u>26</u> を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.0</u> <u>25</u> を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.0</u> <u>15</u> を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.0</u> <u>12</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに <u>0.0</u> <u>24</u> を乗		上空に設けるもの			Aに <u>0.0</u> <u>22</u> を乗

改正後				改正前			
			じて得た額				じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考 《現行とおり》				備考 《省略》			

(草津市駅前広場管理条例の一部改正)

(下線部分は改正部分)

改正後					改正前				
第1条～第13条 《現行どおり》					第1条～第13条 《省略》				
別表 (第5条第1項、第8条第1項関係)					別表 (第5条第1項、第8条第1項関係)				
占用の区分			占用料の額	占用の期間	占用の区分			占用料の額	占用の期間
路線バス (道路運送法 (昭和26年法律第83号) 第3条第1号イに掲げる事業として運行される)	自動車検査承認 (人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。)	1区画につき1月	2, 9	1年以内	1区画につき1月	2, 5	00円	1年以内	
			00円						
			00円						
路線バス (道路運送法 (昭和26年法律第83号) 第3条第1号イに掲げる事業として運行される)	自動車検査承認 (人の乗降のために継続的に利用する場合をいう。以下同じ。)	1区画につき1月	5, 7	1年以内	1区画につき1月	5, 0	00円	1年以内	
			00円						
			00円						
路線バス (道路運送法 (昭和26年法律第83号) 第3条第1号イに掲げる事業として運行される)	自動車検査承認 (人の乗降のために継続的に利用する場合をいう。以下同じ。)	1区画につき1月	4, 5	1年以内	1区画につき1月	4, 0	00円	1年以内	
			00円						
			00円						

改正後					改正前				
るもの	ルを超える	駐車	1区画につき1月	1年以内	るもの	ルを超える	駐車	1区画につき1月	1年以内
い	て、道路運		<u>9,0</u>		い	て、道路運		<u>8,0</u>	
う。)	送車両の保		<u>00円</u>		う。)	送車両の保		<u>00円</u>	
	安基準(昭					安基準(昭			
	和26年運					和26年運			
	輸省令第6					輸省令第6			
	7号)第5					7号)第5			
	5条に基づ					5条に基づ			
	く認定を受					く認定を受			
	けた車両					けた車両			
タクシー(道路運	承認		1区画につき1月	1年以内	タクシー(道路運	承認		1区画につき1月	1年以内
送法第3条第1			<u>1,6</u>		送法第3条第1			<u>1,4</u>	
号ハに掲げる事			<u>00円</u>		号ハに掲げる事			<u>00円</u>	
業として運行さ					業として運行さ				
れるものをい	駐車		1区画につき1月	1年以内	れるものをい	駐車		1区画につき1月	1年以内
う。)			<u>3,1</u>		う。)			<u>2,8</u>	
			<u>00円</u>					<u>00円</u>	
その他のもの		草津市道	その都度市		その他のもの		草津市道	その都度市	
		路占用料	長が定める				路占用料	長が定める	
		条例(昭	期間				条例(昭	期間	
		和59年					和59年		
		草津市条					草津市条		
		例第18					例第18		
		号)に規					号)に規		
		定する占					定する占		
		用料の例					用料の例		
		による。					による。		